

給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の納期の特例の
要件を欠いた等の届出書

令和 年 月 日提出

(宛先) 東大阪市長	① 給与支払者 (特別徴収義務者)	名称(氏名)	② 特別徴収義務者 指定番号	法人番号
		所在地(住所)		③ 担当者
			④ 電話番号	

② 特別徴収義務者指定番号は必ずご記入ください。

※該当する番号に○を付けてください。

1. 給与所得等に係る市民税・府民税の特別徴収税額の納期の特例について、給与の支払を受ける者が常時10人未満でなくなり要件を欠いたので、地方税法施行令第48条の9の11の規定により届出します。

2. 以下の理由により届出します。

()

注意

- 届出書が提出されますと、その提出した日以後の期間は納期の特例の承認は無効です。
- 届出書を提出した日に属する月割額以前の月割額で納期の特例が認められた月割額の納期は、これが提出された日の属する月の翌月10日となります。
- 届出書を提出した日に属する以降の各月割徴収税額は、従来とおりその徴収した翌月の10日が納期です。